

別記第6号様式（第13条関係）

一般廃棄物処理業許可証

許可第6-5号
令和6年8月13日

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23
氏 名 有限会社 健勝重建
代表取締役 相澤 政則 様

鹿追町長 喜 井 知 己



令和6年8月5日付をもって申請のあった一般廃棄物処理業について、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・最終処分の別	収集・運搬
	取扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木）、スキ取り物（ボサ）、伐根物、生ごみ、燃やすごみ、燃やさないごみ（事業系含む）、大型ごみ、資源ごみ
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建
許 可 期 間		令和6年8月15日～令和8年8月14日
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		鹿追町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くず・スキ取り物・伐根物 有限会社 健勝重建 処理施設 ・ 生ごみ 鹿追町環境保全センター ・ 燃やすごみ、燃やさないごみ 事業系一般廃棄物一時保管場所 又は、くりりんセンター ・ 大型ごみ くりりんセンター ・ 資源ごみ 鹿追町廃棄物再生利用施設
	そ の 他	交通法規を遵守し、又地域住民生活の支障をきたすことのないよう努めること